

敦賀市市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 敦賀駅西地区土地区画整理事業 【内容】 施行面積 A=4.7ha 道路、水路、公園等整備、物件移転 【実施時期】 H19～H28年度	敦賀市	【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口である敦賀駅周辺の活性化に向けた魅力ある賑わい交流拠点の形成を目指し、民間活力の導入に向けた駅西地区の低未利用地の整備を行い、駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。 【必要性】 JR敦賀駅利用者にとって、中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、基盤整備及び土地利用増進を図ることにより、まちの魅力を向上させるために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H20～H28年度		【事業名】 敦賀駅西地区土地区画整理事業 【内容】 施行面積 A=4.7ha 道路、水路、公園等整備、物件移転 【実施時期】 H19～H28年度	敦賀市	【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口である敦賀駅周辺の活性化に向けた魅力ある賑わい交流拠点の形成を目指し、民間活力の導入に向けた駅西地区の低未利用地の整備を行い、駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。 【必要性】 JR敦賀駅利用者にとって、中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、基盤整備及び土地利用増進を図ることにより、まちの魅力を向上させるために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H20～H24年度	
【事業名】 街あかり創出事業(地域創造支援事業) (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 街あかり創出事業(地域創造支援事業) (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 市道清水松陵線(道路) 【内容】 道路改良工事(歩道のバリアフリー化) L=250m 【実施時期】 H21～H25年度	敦賀市	【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。 【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H21～H25年度		【事業名】 市道清水松陵線(道路) 【内容】 道路改良工事(歩道のバリアフリー化) L=250m 【実施時期】 H21～H24年度	敦賀市	【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。 【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H21～H24年度	

【事業名】 市道 29 号線他（道路） （略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 市道 29 号線他（道路） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 津内南準幹線他 1 路線 （下水道） （略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 津内南準幹線他 1 路線 （下水道） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 雨水幹線整備事業（地域 創造支援事業） （略）	（略）	（略）	（略）		【事業名】 雨水幹線整備事業（地域 創造支援事業） （略）	（略）	（略）	（略）	
【事業名】 景観形成整備支援事業 （地域創造支援事業） 相生町景観形成協議会区 域 【内容】 （博物館通り景観形成事 業）景観形成推進計画に 基づき、外観整備を行う ものに対して支援を行 う。 【実施時期】 <u>H21～H29 年度</u>	敦賀市 博物館通り （相生町地 区）景観形 成協議会	【位置付け】 市立博物館を中心とする通 りは、歴史的な建物(蔵や町屋) が残っており、景観条例による 景観形成推進地区として位置 付け、街並みの景観修景及び町 屋の保存・再生・活用を行い、 『歴史が楽しめるまち』を創出 し、市民や観光客にとって魅力 のある賑わいの場として整備 を行うための事業として位置 付けている。 【必要性】 魅力のある場となるよう景 観形成を行うことは、来街者を 増やし、中心市街地の活性化を 推進する上で必要である。	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金(都 市再生整備計 画) 【実施時期】 <u>H21～H29 年度</u>		【事業名】 景観形成整備支援事業 （地域創造支援事業） 相生町景観形成協議会区 域 【内容】 （博物館通り景観形成事 業）景観形成推進計画に 基づき、外観整備を行う ものに対して支援を行 う。 【実施時期】 <u>H21～H24 年度</u>	敦賀市 博物館通り （相生町地 区）景観形 成協議会	【位置付け】 市立博物館を中心とする通 りは、歴史的な建物(蔵や町屋) が残っており、景観条例による 景観形成推進地区として位置 付け、街並みの景観修景及び町 屋の保存・再生・活用を行い、 『歴史が楽しめるまち』を創出 し、市民や観光客にとって魅力 のある賑わいの場として整備 を行うための事業として位置 付けている。 【必要性】 魅力のある場となるよう景 観形成を行うことは、来街者を 増やし、中心市街地の活性化を 推進する上で必要である。	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金(都 市再生整備計 画) 【実施時期】 <u>H21～H24 年度</u>	
【事業名】 景観形成整備支援事業 （地域創造支援事業） 蓬萊町景観形成協議会区 域 【内容】 （お魚通り景観形成事 業）景観形成推進計画に 基づき、外観整備を行う ものに対して支援を行 う。 【実施時期】 <u>H21～H29 年度</u>	敦賀市 お魚通り （蓬萊町地 区）景観形 成協議会	【位置付け】 新しく完成したつるが大漁 市場と併せて舟溜り周辺が市 民や観光客にとって魅力ある 「見る、食べる、遊ぶ」こと のできる新たな集客エリアと して位置付けるとともに、景観 整備を行い賑わいの場となる よう景観形成によるまちづく りを行う事業として位置付け ている。 【必要性】 魅力ある界限となるよう景 観形成を行うことは、回遊性を 向上させ、中心市街地の活性化 を推進する上で必要である。	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金(都 市再生整備計 画) 【実施時期】 <u>H21～H29 年度</u>		【事業名】 景観形成整備支援事業 （地域創造支援事業） 蓬萊町景観形成協議会区 域 【内容】 （お魚通り景観形成事 業）景観形成推進計画に 基づき、外観整備を行う ものに対して支援を行 う。 【実施時期】 <u>H21～H24 年度</u>	敦賀市 お魚通り （蓬萊町地 区）景観形 成協議会	【位置付け】 新しく完成したつるが大漁 市場と併せて舟溜り周辺が市 民や観光客にとって魅力ある 「見る、食べる、遊ぶ」こと のできる新たな集客エリアと して位置付けるとともに、景観 整備を行い賑わいの場となる よう景観形成によるまちづく りを行う事業として位置付け ている。 【必要性】 魅力ある界限となるよう景 観形成を行うことは、回遊性を 向上させ、中心市街地の活性化 を推進する上で必要である。	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金(都 市再生整備計 画) 【実施時期】 <u>H21～H24 年度</u>	

<p>線) 【内容】 高質舗装、照明施設、融雪施設、電線類地下埋設施設整備 【実施時期】 H20～H27 年度</p>		<p>高質舗装整備を行う事業として位置付けている。 【必要性】 地域資源を活かし、歩きたくなる環境を形成することにより、訪問客の周遊性を高めるために必要な事業である。</p>	<p>【実施時期】 H20～H27 年度</p>			<p>線) 【内容】 高質舗装、照明施設、融雪施設、電線類地下埋設施設整備 【実施時期】 H20～H24 年度</p>		<p>高質舗装整備を行う事業として位置付けている。 【必要性】 地域資源を活かし、歩きたくなる環境を形成することにより、訪問客の周遊性を高めるために必要な事業である。</p>	<p>【実施時期】 H20～H24 年度</p>		
<p>【事業名】 高質空間形成施設 (<u>敦賀駅津内線、区画道路 10-1 号線等</u>) 【内容】 高質舗装、照明施設、融雪施設、電線類地下埋設施設整備 【実施時期】 H25～H27 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 <u>地域がそれぞれの個性や特徴を活かしたまちづくりを行うにあたり、賑わい創出に繋がるまちなみを整備するための高質舗装整備を行う事業として位置付けている。</u> 【必要性】 <u>地域資源を活かし、歩きたくなる環境を形成することにより、訪問客の周遊性を高めるために必要な事業である。</u></p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H25～H27 年度</p>			<p>新規追加</p>					
<p>【事業名】 国道 8 号空間整備事業 【内容】 緑化、高質舗装 【実施時期】 H25～H27 年度</p>	<p>国土交通省 敦賀市 民間事業者</p>	<p>【位置づけ】 <u>国道 8 号の広幅員の道路空間を、2 車線化へ向けた整備を行い、沿道の商業機能と一体的なにぎわい空間として活用するための事業として位置付けている。</u> 【必要性】 <u>中心市街地の活性化に寄与する道路空間の活用は、にぎわいの創出を図るために必要である。</u></p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H25～H27 年度</p>			<p>新規追加</p>					
<p>【事業名】 市道 48 号線他 (道路) 【内容】 道路修繕工事(側溝新設) L=1,500m 【実施時期】 H25～H29 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 <u>誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</u> 【必要性】 <u>歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</u></p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H25～H29 年度</p>			<p>新規追加</p>					

【事業名】 敦賀駅西土地区画整理事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 敦賀駅西土地区画整理事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 気比余座線 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 気比余座線 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 津内松栄線 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 津内松栄線 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 敦賀駅港線（駅前広場） 【内容】 駅前広場 A=0.7ha 【実施時期】 <u>H23～H27年度</u>	敦賀市	【位置付け】 敦賀駅周辺の魅力ある「賑わい交流拠点」形成と連携した憩いの場の整備は駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。 【必要性】 中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 【実施時期】 H23～H25年度		【事業名】 敦賀駅港線（駅前広場） 【内容】 駅前広場 A=0.7ha 【実施時期】 <u>H23～H25年度</u>	敦賀市	【位置付け】 敦賀駅周辺の魅力ある「賑わい交流拠点」形成と連携した憩いの場の整備は駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。 【必要性】 中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 【実施時期】 H23～H25年度	
【事業名】 敦賀北地区公園整備事業 【内容】 公園整備 (蓬萊公園) A=0.2ha 【実施時期】 <u>H23～H25年度</u>	敦賀市	【位置付け】 中心市街地区域内の公園を整備することにより都心軸に位置付けられる道路沿いに憩いの場を提供し快適な都市環境の整備を図るための事業として位置付けている。 【必要性】 都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業と一体の関連社会資本整備事業) 【実施時期】 <u>H23～H25年度</u>		【事業名】 敦賀北地区公園整備事業 【内容】 公園整備 (蓬萊公園) A=0.2ha 【実施時期】 <u>H23～H24年度</u>	敦賀市	【位置付け】 中心市街地区域内の公園を整備することにより都心軸に位置付けられる道路沿いに憩いの場を提供し快適な都市環境の整備を図るための事業として位置付けている。 【必要性】 都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業と一体の関連社会資本整備事業) 【実施時期】 <u>H23～H24年度</u>	
<u>(4)～移設</u>					【事業名】 <u>敦賀南地区公園整備事業</u> 【内容】 <u>公園整備</u> <u>(清水第一公園、清水第二公園)</u> <u>A=0.5ha</u> 【実施時期】 <u>H21～H25年度</u>	<u>敦賀市</u>	【位置付け】 <u>中心市街地区域内の公園を整備することにより都心軸に位置付けられる道路沿いに憩いの場を提供し快適な都市環境の整備を図るための事業として位置付けている。</u> 【必要性】 <u>都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。</u>	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金(道路事業と一体の関連社会資本整備事業)</u> 【実施時期】 <u>H21～H25年度</u>	

【事業名】 敦賀駅周辺整備デザイン 計画事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
-------------------------------------	-----	-----	-----	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 蓬萊交流広場整備事業 【内容】 広場整備 A = 491 m ² 【実施時期】 <u>H22～H24 年度</u>	敦賀市	【位置付け】 舟溜り地区の交流広場の整備は、新たな賑わい拠点の創出を図るために必要な事業として位置付けている。 【必要性】 市民・来訪者の新たな交流・賑わい・憩いの場としての環境整備を行うために必要な事業である。	【支援措置】 電源三法交付金 【実施時期】 <u>H22～H24 年度</u>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 国道8号道路空間活用検討事業 【内容】 ワークショップ及び国道8号道路空間利用方策検討委員会の開催、国道8号みちづくりフォーラムの開催、国道8号実証実験 【実施時期】 <u>H17～H24 年度</u>	国土交通省 敦賀市 民間事業者	【位置付け】 国道8号敦賀バイパス全線供用開始に伴い、中心市街地内の国道8号の将来的な位置付け及び担うべき役割について、まちづくりや中心市街地の活性化等に寄与するための道路空間活用を検討する。 また、国道8号の広幅員の道路空間を、2車線化へ向けた整備を行い、沿道の商業機能と一体的なにぎわい空間として活用するための事業として位置付けている。 【必要性】 中心市街地の活性化に寄与する道路空間の活用は、にぎわいの創出を図るために必要である。		
【事業名】 金ヶ崎交流拠点用地活用 検討事業 (略)	(略)	(略)		

【事業名】 敦賀駅周辺整備デザイン 計画事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
-------------------------------------	-----	-----	-----	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 蓬萊交流広場整備事業 【内容】 広場整備 A = 491 m ² 【実施時期】 <u>H22～H23 年度</u>	敦賀市	【位置付け】 舟溜り地区の交流広場の整備は、新たな賑わい拠点の創出を図るために必要な事業として位置付けている。 【必要性】 市民・来訪者の新たな交流・賑わい・憩いの場としての環境整備を行うために必要な事業である。	【支援措置】 電源三法交付金 【実施時期】 <u>H22～H23 年度</u>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 国道8号道路空間活用検討事業 【内容】 ワークショップ及び国道8号道路空間利用方策検討委員会の開催、国道8号みちづくりフォーラムの開催、国道8号実証実験 【実施時期】 <u>H17 年度～</u>	国土交通省 敦賀市 民間事業者	【位置付け】 国道8号敦賀バイパス全線供用開始に伴い、中心市街地内の国道8号の将来的な位置付け及び担うべき役割について、まちづくりや中心市街地の活性化等に寄与するための道路空間活用を検討する。 また、国道8号の広幅員の道路空間を、2車線化へ向けた整備を行い、沿道の商業機能と一体的なにぎわい空間として活用するための事業として位置付けている。 【必要性】 中心市街地の活性化に寄与する道路空間の活用は、にぎわいの創出を図るために必要である。		
【事業名】 金ヶ崎交流拠点用地活用 検討事業 (略)	(略)	(略)		

(略)				
【事業名】 『敦賀港芸術村』推進事業（まちづくり活動推進事業） (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 高次都市施設（観光交流センター） 【内容】 <u>A=1,168 m²</u> 【実施時期】 H22～H24 年度	敦賀市	【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口に相応しい規模・内容の駅舎整備を行い、魅力ある街の賑わい再生及び、駅周辺の活性化のための事業として位置付けている。 【必要性】 JRでの中心市街地への来街者の玄関口となる駅舎を整備改善することは、訪れたい環境を創出するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H22～H24 年度	

(2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 広域連携大学の拠点整備事業 【内容】 原子力分野等の教育・研究機能の整備 【実施時期】 <u>H21～H24 年度</u>	福井大学 敦賀市	【位置付け】 福井大学に開設された国際原子力工学研究所が土地、建物等の受け入れ体制が整い次第、敦賀市に移転するため、基盤整備に協力を行い、学生等の増加に伴う賑わいの創出のための事業として位置付けている。 【必要性】 研究施設整備に伴う流入人口の増加は中心市街地の賑わいの創出のために必要な事業である。	【支援措置】 高速増殖炉サイクル技術研究開発交付金 【実施時期】 <u>H21～H24 年度</u>	
【事業名】 博物館建物修復事業 【内容】 市立博物館建物の修理復元により、文化財建造物としての保存活用を図る 【実施時期】 H18～H26 年度	敦賀市	【位置付け】 建物の耐震補強と修復工事を行い、文化財建造物を中心市街地における教育・文化観光の拠点施設として活用するための事業として位置付けている。 【必要性】 歴史的資源を活かした教	【支援措置】 電源三法交付金 【実施時期】 <u>H23～H26 年度</u>	

(略)				
【事業名】 『敦賀港芸術村』推進事業（まちづくり活動推進事業） (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 高次都市施設（観光交流センター） 【内容】 <u>A=1,134 m²</u> 【実施時期】 H22～H24 年度	敦賀市	【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口に相応しい規模・内容の駅舎整備を行い、魅力ある街の賑わい再生及び、駅周辺の活性化のための事業として位置付けている。 【必要性】 JRでの中心市街地への来街者の玄関口となる駅舎を整備改善することは、訪れたい環境を創出するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H22～H24 年度	

(2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 広域連携大学の拠点整備事業 【内容】 原子力分野等の教育・研究機能の整備 【実施時期】 <u>H21～H23 年度</u>	福井大学 敦賀市	【位置付け】 福井大学に開設された国際原子力工学研究所が土地、建物等の受け入れ体制が整い次第、敦賀市に移転するため、基盤整備に協力を行い、学生等の増加に伴う賑わいの創出のための事業として位置付けている。 【必要性】 研究施設整備に伴う流入人口の増加は中心市街地の賑わいの創出のために必要な事業である。	【支援措置】 高速増殖炉サイクル技術研究開発交付金 【実施時期】 <u>H21～H23 年度</u>	
【事業名】 博物館建物修復事業 【内容】 市立博物館建物の修理復元により、文化財建造物としての保存活用を図る 【実施時期】 H18～H26 年度	敦賀市	【位置付け】 建物の耐震補強と修復工事を行い、文化財建造物を中心市街地における教育・文化観光の拠点施設として活用するための事業として位置付けている。 【必要性】 歴史的資源を活かした教	【支援措置】 電源三法交付金 【実施時期】 <u>H22～H23 年度</u>	

		育・文化観光の拠点施設として整備し、周辺部の整備とあわせて相乗的にまちの魅力を高めるために必要な事業である。		
【事業名】 JR敦賀駅舎バリアフリー化事業 【内容】 バリアフリー化 【実施時期】 <u>H21～H23 年度</u>	J R 西日本	【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口に相応しい規模・内容の駅舎整備を行い、魅力ある街の賑わい再生及び、駅周辺の活性化のための事業として位置付けている。 【必要性】 JRでの中心市街地への来街者の玄関口となる駅舎を整備改善することは、訪れたい環境を創出するために必要な事業である。	【支援措置】 交通施設バリアフリー化設備整備費補助金 【実施時期】 <u>H21～H23 年度</u>	

(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか戸建住宅取得支援事業 【内容】 住宅の新築、新築分譲・中古住宅の取得費用の助成 【実施時期】 <u>H18～H24 年度</u>	敦賀市	【位置付け】 まちなかでの居住を推進するため、中心市街地地域外に住む人が、区域内において、住宅の取得を助成し、新たな居住者を支援する事業として位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 【実施時期】 <u>H18～H24 年度</u>	
【事業名】 地域優良賃貸住宅整備事業	(略)	(略)	(略)	

		育・文化観光の拠点施設として整備し、周辺部の整備とあわせて相乗的にまちの魅力を高めるために必要な事業である。		
【事業名】 JR敦賀駅舎バリアフリー化事業 【内容】 バリアフリー化 【実施時期】 <u>H21～H22 年度</u>	J R 西日本	【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口に相応しい規模・内容の駅舎整備を行い、魅力ある街の賑わい再生及び、駅周辺の活性化のための事業として位置付けている。 【必要性】 JRでの中心市街地への来街者の玄関口となる駅舎を整備改善することは、訪れたい環境を創出するために必要な事業である。	【支援措置】 交通施設バリアフリー化設備整備費補助金 【実施時期】 <u>H21～H22 年度</u>	

(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか戸建住宅取得支援事業 【内容】 住宅の新築、新築分譲・中古住宅の取得費用の助成 【実施時期】 <u>H18～H27 年度</u>	敦賀市	【位置付け】 まちなかでの居住を推進するため、中心市街地地域外に住む人が、区域内において、住宅の取得を助成し、新たな居住者を支援する事業として位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 【実施時期】 <u>H18～H27 年度</u>	
【事業名】 地域優良賃貸住宅整備事業	(略)	(略)	(略)	

(略)				
【事業名】 公的賃貸住宅家賃低廉化 事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

- (3) 略
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 まちなか戸建住宅設備改 修支援事業 【内容】 区域内に住む親族と同居 するための設備改修への 助成 【実施時期】 <u>H20～H24 年度</u>	敦賀市	【位置付け】 まちなかでの居住を推進す るため、中心市街地域外に住 む人が、区域内に住む親族が所 有する戸建住宅へ同居するた めに設備改修に要する費用の 一部を助成し、多世代が住ま える環境を整備する事業とし て位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心 市街地の賑わいを創出する上 で必要な事業である。		
【事業名】 まちなか若年・子育て世 帯家賃支援事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 低・未利用地活用促進事 業 【内容】 低・未利用地の活用計画 の策定 【実施時期】 <u>H21～H24 年度</u>	敦賀市	【位置付け】 中心市街地の区域の土地利 用の現状調査、課題整理及び分 析等を行い、低・未利用地の活 用についての計画を策定し、土 地の有効活用を図る事業とし て位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心 市街地の賑わいを創出する上 で必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
[1] 略
[2] 具体的事業の内容

(略)				
【事業名】 公的賃貸住宅家賃低廉化 事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

- (3) 略
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 まちなか戸建住宅設備改 修支援事業 【内容】 区域内に住む親族と同居 するための設備改修への 助成 【実施時期】 <u>H20～H26 年度</u>	敦賀市	【位置付け】 まちなかでの居住を推進す るため、中心市街地域外に住 む人が、区域内に住む親族が所 有する戸建住宅へ同居するた めに設備改修に要する費用の 一部を助成し、多世代が住ま える環境を整備する事業とし て位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心 市街地の賑わいを創出する上 で必要な事業である。		
【事業名】 まちなか若年・子育て世 帯家賃支援事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 低・未利用地活用促進事 業 【内容】 低・未利用地の活用計画 の策定 【実施時期】 <u>H21～H26 年度</u>	敦賀市	【位置付け】 中心市街地の区域の土地利 用の現状調査、課題整理及び分 析等を行い、低・未利用地の活 用についての計画を策定し、土 地の有効活用を図る事業とし て位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心 市街地の賑わいを創出する上 で必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
[1] 略
[2] 具体的事業の内容

- (1) 略
 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 敦賀酒造保全活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<u>(4)へ移設</u>				
【事業名】 つるが芭蕉紀行開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 店舗開業支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地賑わい街づくり支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 クラフトマーケット開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 まちづくり法人運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

- (2) ②略
 (3) 略
 (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】	(略)	(略)		

- (1) 略
 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 敦賀酒造保全活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 <u>観光PR支援事業（地域創造支援事業）</u> 【内容】 <u>PRパンフレット作成、雑誌・新聞等への情報掲載</u> 【実施時期】 <u>H24年度</u>	<u>(社) 敦賀観光協会</u>	【位置付け】 <u>観光PRパンフレットの作成・配布や、雑誌・新聞等への観光・イベント情報等の掲載により、敦賀のイメージアップと観光振興を図る事業として位置付けている。</u> 【必要性】 <u>敦賀の魅力を広く伝え、誘客を図るために必要な事業である。</u>	【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</u> 【実施時期】 <u>H24年度</u>	
【事業名】 つるが芭蕉紀行開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 店舗開業支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地賑わい街づくり支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 クラフトマーケット開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 まちづくり法人運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

- (2) ②略
 (3) 略
 (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】	(略)	(略)		

氣比神宮の杜フェスタ開催事業 (略)				
【事業名】 モニュメント像イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 遊教塾推進事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 おもてなしスタンプラリー事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 つるが大漁市場整備運営事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 駅前ふれあい市開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 敦賀まつり (略)	(略)	(略)		
【事業名】 晴明の朝市開催事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 創業・起業促進事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 商店街百縁笑店街開催事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 とうろう流しと大花火大会 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 つるが観光物産フェア (略)	(略)	(略)		
【事業名】	(略)	(略)		

氣比神宮の杜フェスタ開催事業 (略)				
【事業名】 モニュメント像イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 遊教塾推進事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 おもてなしスタンプラリー事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 つるが大漁市場整備運営事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 駅前ふれあい市開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 敦賀まつり (略)	(略)	(略)		
【事業名】 晴明の朝市開催事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 創業・起業促進事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 商店街百縁笑店街開催事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 とうろう流しと大花火大会 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 つるが観光物産フェア (略)	(略)	(略)		
【事業名】	(略)	(略)		

敦賀マラソン (略)					敦賀マラソン (略)				
【事業名】 敦賀西町の綱引き (略)	(略)	(略)			【事業名】 敦賀西町の綱引き (略)	(略)	(略)		
【事業名】 敦賀の味処PR事業 (略)	(略)	(略)			【事業名】 敦賀の味処PR事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 敦賀市商店街活性化事業 (略)	(略)	(略)			【事業名】 敦賀市商店街活性化事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 観光ガイド養成事業 (略)	(略)	(略)			【事業名】 観光ガイド養成事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 <u>観光PR支援事業(地域 創造支援事業)</u> 【内容】 <u>PRパンフレット作成、 雑誌・新聞等への情報掲 載</u> 【実施時期】 <u>H24年度</u>	<u>(社)敦賀 観光協会</u>	【位置付け】 <u>観光PRパンフレットの作 成・配布や、雑誌・新聞等への 観光・イベント情報等の掲載に より、敦賀のイメージアップと 観光振興を図る事業として位 置付けている。</u> 【必要性】 <u>敦賀の魅力を広く伝え、誘客を 図るために必要な事業である。</u>							
【事業名】 <u>博物館通り町家再生事業</u> 【内容】 <u>町家3件を商業店舗とし て改修後テナントミック ス店舗の設置(3店舗) (レストラン、物販等)</u> 【実施時期】 <u>H24~H25年度</u>	<u>敦賀市 港都つるが 株式会社</u>	【位置付け】 <u>かつて市内随一の商店街と して栄えた舟溜り地区の博物 館通りに所在する町家3件を 商業店舗として改修し、3店舗 のテナントミックスにより、同 通りにおける商業の再生を誘 引する。</u> <u>市民・来訪者の新たな交流・賑 わい・憩いの場として整備する 同通りの交流広場に併せて行 う同事業は、新たな賑わい拠点 の創出を図るために必要な事 業として位置付けている。</u> 【必要性】 <u>民間主導による歴史・文化・ 食を楽しむことのできる、新た な交流拠点として、集客力を高 めるために必要な事業である。 また、商店街と連携して行う各</u>	【支援措置】 <u>福井県ふるさ と創造プロジ ェクト補助金</u> 【実施時期】 <u>H24~25年度</u>						
					<u>(2) ①から移設</u>				
					<u>新規追加</u>				

また、商店街と連携して行う各種取組により、商店街の回遊性が向上し両者の相乗効果が期待できる。

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] 略

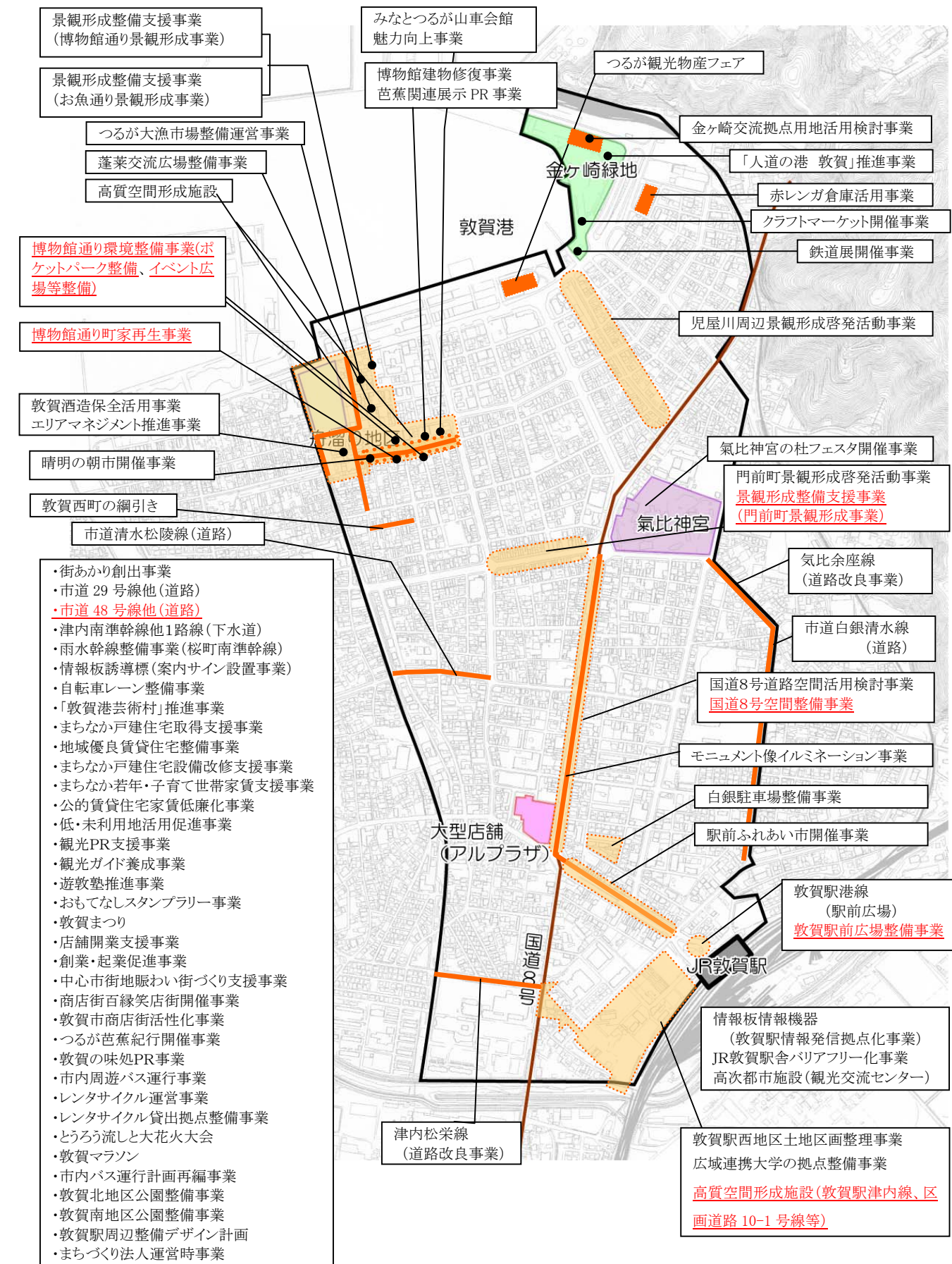
(1)～(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] 略

(1)～(4) 略

◆ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



◆ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



